

5 タイプフェイスの保護のあり方に関する調査研究

タイプフェイスは、印刷・表示等に用いるため、形状に関するあるコンセプトに従い創作された一揃いの文字等をいう。その創作には一定の労力とコストを要する一方で、タイプフェイスは印刷物等から容易に模倣することができるため、創作者側からタイプフェイスに関する何らかの法的保護のニーズがある。また、我が国の現行知的財産法制度においてタイプフェイスの保護を明文化した規定は無いことから、我が国におけるタイプフェイスの適切な保護のあり方については検討に値する。

本調査研究では、我が国におけるタイプフェイスの創作・取引の実態とタイプフェイスの模倣等の問題を把握・整理した上で、タイプフェイスに関する問題の現状及びそれら問題に対する具体的な対応策、並びに、知的財産法制度の下での新たな法的保護の必要性について議論を行い、我が国におけるタイプフェイスの保護のあり方について一定の方向性を得るべく検討を行った。

I. 序

1. 本調査研究の目的

デジタル化の進展に伴い、各種メディアにおけるタイプフェイスの重要性が高まっている。タイプフェイスの創作には一定の労力とコストを要する一方で、印刷物等から容易に模倣することができるため、創作者側から、何らかの法的保護のニーズがある。しかしながら、「知的財産推進計画2007」にも指摘されているとおり、現在の著作権法の解釈では、プログラム等に具現化されないタイプフェイス自体の著作物性は認められておらず、現行の知的財産法制度においてタイプフェイスの保護を明文化した規定は無いことから、タイプフェイスの適切な保護のあり方については検討に値する。

このような情勢を背景に、平成18年度に実施した「諸外国におけるタイプフェイスの保護の現状と問題点に関する調査研究」（以下「平成18年度調査研究」という。）において、我が国及び諸外国における知的財産法制度を中心としたタイプフェイスの法的保護の現状について調査を行った。この平成18年度調査研究により、我が国においては現行法により保護されるタイプフェイスの範囲が限定的であること、また、海外においてはタイプフェイスの保護を認める根拠法制があるものの裁判事例が極めて少ないことが明らかとなった。

この結果を踏まえて、本調査研究は、タイプフェイスの取引の実態と課題を把握・整理した上で、タイプフェイスに関する問題や知的財産法制度の下での保護の必要性に

ついて議論を行い、我が国におけるタイプフェイスの保護のあり方についての今後の方向性について検討を行ったものである。

2. 本調査研究の実施方法

(1) 国内アンケート調査・国内ヒアリング調査

タイプフェイスの創作・取引の実態及びタイプフェイスの模倣等の問題を把握するため、我が国におけるタイプフェイスの創作者及びユーザー等約1,000社（個人を含む）を対象としたアンケート調査を行った。また、アンケート調査において、タイプフェイスに関連する問題が生じたことがあると回答のあった創作者及び企業を中心に約20社（個人を含む）を選択の上、訪問又は電話によるヒアリング調査を実施し、より詳細なタイプフェイスの創作・取引並びに問題の実態を把握することで、本調査研究の検討の基礎とした。

(2) 海外ヒアリング調査

海外におけるタイプフェイスの法的保護の実務運用の実態や模倣等の問題の現状を調査するため、米国、欧州（イギリス、ドイツ、フランス、オランダ）及び韓国、関係官庁、学識経験者、法律事務所、タイプフェイス創作者及びタイプフェイス関連企業等に対し、ヒアリング調査を行った。

(3) 委員会による検討

本調査研究に関して専門的な視点からの検討・分析を行

うため、13名の有識者から成る委員会を設置し、平成18年度調査研究の結果、国内アンケート・ヒアリング調査結果及び海外ヒアリング調査結果を踏まえ、6回の委員会の中で、①タイプフェイスに係る課題の現状と知的財産法制度の下でタイプフェイスへの新たな法的保護の必要性、②タイプフェイスに係る課題に対する具体的な対応策について議論を行い、我が国におけるタイプフェイスの保護のあり方について一定の方向性を得るべく検討した。

本報告書は、我が国におけるタイプフェイスの保護のあり方について、以上の結果をまとめたものである。

II. タイプフェイスの特性

1. 語句の定義

本報告書においては、タイプフェイスに関連する語句を以下のように定義する。

・タイプフェイス

「タイプフェイス」とは、形状に関するあるコンセプトに従い創作された一揃いの文字等をいう。無体物であるので、印刷・表示等に用いる場合は、機器に合わせてフォント化して使用する。一般的には、「書体」を指す。

・フォント

「フォント」とは、タイプフェイスを、主に印刷や表示をする機器で使えるようにしたものをいい、写真植字機で用いられる写植盤のようなアナログ・フォント、電子計算機で用いられるデジタル・フォントがある。

2. タイプフェイスの創作・流通の概要

(1) タイプフェイス・フォントの創作

タイプフェイスは、印刷・表示等により、効率よく情報を伝達するという実用目的のために用いるためのフォントを製作するために創作するものといえる。

タイプフェイスの創作は、新たなフォントの企画に基づき、字体及び字形に関する基本コンセプトが決定された後、手書き又は電子計算機上でそのコンセプトに沿った原字を作成することから始まる。それらの原字を必要に応じてデジタル・データ化した後、様々な文字の組み合わせを出力し、個々の文字の形状や位置関係について修正を加え、フォント化するための情報をそろえる。このように修正されたデータを、フォント化する規格に応じて変換し、商品

としての検査後、フォントとして完成し、公表・販売する。

多くのフォントベンダーにおいて、この一連の創作の流れの中で、横組み及び縦組みで実際に文章を組んだ際に、個々の文字やこれら文字間でのデザインのバランスが取れているかについて検査し修正を加えることに、最も労力が掛かっている。これは、フォントにおいて、個々の字形の美しさだけでなく、実際に文章を組んだ際の読みやすさやバランスの良さで、製品としての価値が決まるためである。

(2) タイプフェイス・フォントの流通

タイプフェイス・フォントの流通において結ばれる主な契約には、タイプフェイスの創作者であるデザイナーとタイプフェイスをフォント化するフォントベンダー間の契約、及び、フォントベンダーとフォントのユーザー間の契約がある。

まず、デザイナーとフォントベンダー間の契約であるが、この契約において、デザイナーはフォントベンダーに対し、対象となるタイプフェイスの字体及び字形に関する基本コンセプト（文字のエレメント、懐の広さ等）やサンプル文字を提供した上で、それらのタイプフェイスをフォント化することを許諾する。また、この契約において、デザイナーとフォントベンダーは、原字の作成からフォントの完成の工程に係る作業を協働して行うことを約することが一般的である。なお、デザイナーとフォントベンダーが協働して行う工程は、まず、デザイナーが基本となる文字及び形状が特徴的な文字等についてある程度の数の文字を創作し、次に、フォントベンダーにおいて作業を行う者がそれら基本となる文字及び形状が特徴的な文字を要素毎に分解し、それらを組み合わせる等してその他の必要な文字を創作し、一揃いの文字が創作された後、最終的に、デザイナーが全体を通じて文字の形状が基本コンセプトに基づいているかを確認し、必要な修正を行うという形式で行われることが多い。

次に、フォントベンダーとユーザー間の契約であるが、この契約は、シュリンクラップ契約やクリックオン契約等の契約形態で結ばれることが多く、一般的に、フォントを客体として、フォントベンダーが許諾する範囲でユーザーの使用を認めるものであり、直接的にタイプフェイスを契約の客体としたものではない。

3. タイプフェイスの文字等の集合の特性

タイプフェイスは「一揃いの文字等」から成るため、以下の特性を持つと考えられる。

まず、タイプフェイスの個々の文字の形状は、文字として認識できる範囲という制約の中での創作を強いられること、また、文字の読みやすさを決めるのは字形に対する慣れも少なからず影響することから、特に実用性の高いタイプフェイス相互間には必然的に類似性が生ずる。

次に、タイプフェイスの「一揃い」の文字等を構成する記号や漢字の文字数については、仮名文字や欧文文字のみのフォントが存在すること、また、いったんフォント化され一揃いの文字等が定まった後も、不足文字が追加されること等により文字等が増減する場合があることから、その文字数は明確に決まっているものではない。

さらに、タイプフェイスには、可読性を上げることで実用性の高いフォントを製作するため、タイプフェイスを構成する個々の文字に一定の決まりに基づく例外的処理が加えられており、デザイナーの基本コンセプトに従い創作された一揃いの文字等ではあるが、客観的に細部を観察すると、その特徴は、一つのタイプフェイスを構成するすべての文字等で一貫しているわけではない。

加えて、タイプフェイスの創作の流れにおいて、いつの時点をもって創作が完了したかについて客観的に定めることは難しい。基本コンセプトが決定された時点では、その基本コンセプトはデザイナーのアイデアであり具体的に特定することはできず、フォント化する前の一揃いの文字等が創作された時点では、その後フォント化する際に可読性を上げるための修正を加えることにより、タイプフェイスを構成する個々の文字の形状が微妙に異なることとなり、また、フォントの製作が完了した時点では、フォント完成後も不足文字を追加する場合があることにかんがみると、いずれの時点においても、タイプフェイスの完成とはいえない面が残されている。

Ⅲ. タイプフェイスの現在の法的保護

1. 我が国におけるタイプフェイスの法的保護

(1) 現行法によるタイプフェイスの法的保護

我が国の現行法にタイプフェイスの保護を明文化した規定は無いが、過去の裁判例に基づくと、一定の要件を満

たせば、タイプフェイスは現行法における保護を受け得ることが示唆されている。

まず、著作権法による保護であるが、タイプフェイスの著作物性を認めた判例は無いものの、最高裁は、顕著な獨創性及び優れた美的特性を備えた書体であれば著作権法による保護の可能性があることを示している。

次に、不法行為法による保護であるが、下級審判例において、著作権法による保護を受けられない書体であっても、真に創作的な書体であって、過去の書体と比べて特有の特徴を備えた書体について、その特徴をそっくり模倣して書体を制作・販売する行為は不法行為に当たる旨判示されている。しかしながら、同法による保護が認められた事例はまだ無い。

続いて、不正競争防止法による保護については、下級審判例において、無体物であっても、独立して取引の対象とされる場合には、同法にいう「商品」たり得るとして、無体物である書体にも旧不正競争防止法における不正競争の成立を認めた事例があることから、同法における他の保護要件（商品等表示性、周知性や混同のおそれ等）を満たすことで、同法における保護の余地はある。

さらに、デジタル・フォントに関しては、他のソフトウェアからの指令に基づき、特定の文字を指定された大きさで表示等するようコンピュータに対する指令の組み合わせとして表現したものであれば、著作権法にいうプログラムの一類型として、著作権法による保護の可能性はある。

なお、タイプフェイス又はフォントに関する契約関係がある場合に、契約当事者の一方が契約内容に違反した場合には、他方の契約当事者は、その契約の規定に従い、契約の解除・損害賠償の請求等を行うことが可能である。

(2) タイプフェイスの法的保護に関する学説の見解

我が国の現行知的財産法にタイプフェイスの保護を明文化した規定は無いものの、学説においては、タイプフェイスを知的財産とすることに異論は無い。これは、タイプフェイスの創作には、文字として認識できる範囲という制約の中で、文字組みした際の可読性を上げるため、タイプフェイスを構成する個々の文字のデザインのバランスを調整することが必要であり、その調整は、デザイナーの創意工夫によるところが大きく、多大な労力と時間を要するものであること、及び、創作の成果であるタイプフェイス

が経済的な価値を有するとされていることによる。

しかしながら、知的財産としてのタイプフェイスの法的保護の態様については、保護の対象を、将来的なタイプフェイスの創作へのインセンティブととらえるのか、タイプフェイスの創作に要した投下資本や労力ととらえるのか等により意見が異なる。また、文字は情報伝達の媒介として機能することから、タイプフェイスの創作は文字の基本的な形状による表現上の制約を伴うものであり、タイプフェイスに強すぎる保護を与えた場合、他人の創作や円滑な情報伝達を阻害するおそれがあるため、法的保護を与える場合においても、その保護は限定的にすべきという見解もある。

2. 諸外国におけるタイプフェイスの法的保護の実態

米国・欧州・韓国におけるヒアリング調査を行ったところ、以下のようなタイプフェイスの保護の実態が明らかとなった。

(1) 米国におけるタイプフェイスの保護の実態

米国において、タイプフェイスは、「フォント (Font of Type)」として、意匠特許制度導入当初から、意匠特許の保護対象とされてきた。本来「フォント」は、活字のブロック部分等、製造するための手段を包含することから意匠特許の保護対象とされるが、意匠特許制度導入当初から、フォントから活字のブロック等が省略され、文字の形状のみで登録されてきたことから、米国特許商標庁では、このような物理的な形状を伴わないフォント (デジタル・フォントを含む) に係る意匠特許出願であっても、製造物品要件を満たさないことで拒絶しない運用となっている。ただし、タイプフェイスに係る意匠特許権の及ぶ具体的範囲は、裁判例が無いため明確ではない。なお、米国の著作権法によるタイプフェイスの保護は判例上否定されており、タイプフェイスは著作権法では保護されていない。一方で、タイプフェイスを作成するためのフォント・プログラムは著作権保護の対象である。

タイプフェイスに係る模倣等の形態としては、デジタル・フォントの海賊版及び自社の創作したタイプフェイスとは微妙に異なったデザインのフォントの流通が多い。これら模倣等の問題に対し、デザイナーやフォントベンダーは、製品化したフォントについて、タイプフェイスのデザ

インは意匠特許権で、フォント・プログラムは著作権で保護している。また、実務上は、契約に基づき模倣等からフォントを保護するよう努めているほか、デジタル・フォントの海賊版の流通に関する問題については、**Business Software Alliance** も活用している。なお、実務者にとって、タイプフェイスの意匠特許による保護は、フォントのデザインを保護するための一手段と考えられてはいるが、長期にわたり使用されるタイプフェイスに対し意匠特許制度は保護期間が短すぎることで、また、タイプフェイスのデザインは契約や著作権でも間接的に保護することが可能であることから、余り活用されていない。その一方で、フォント・プログラムの著作権登録は、著作権による保護期間が長いことから、海賊版対策等の手段として活用されている。

(2) 欧州におけるタイプフェイス保護の実態

欧州共同体域内の意匠制度の調和を図り意匠の保護を強化するために制定された共同体意匠指令は、あらゆる2次元及び3次元の可視デザインを意匠制度の保護対象とするよう検討され、その結果、タイプフェイスも保護対象とされた。そのため、この共同体意匠指令に基づく共同体意匠規則においてタイプフェイスが意匠制度の保護対象であることが明文化され、また、この共同体指令に基づき欧州共同体加盟各国が行った各国内における意匠法の改正においても、タイプフェイスは、意匠制度の保護対象であることが明文化されている。欧州共同体意匠規則において、タイプフェイスに係る意匠権の保護対象には、活字や写植機の文字盤等の有体物 (アナログ・フォント) は含まれるが、「製品」の定義からコンピュータ・プログラムが除外されていることから、タイプフェイスのデジタル・データ (デジタル・フォントを含む) は含まれない。また、タイプフェイスに係る共同体意匠の権利の及ぶ具体的範囲は、裁判例が無いため明確ではない。なお、デジタル・フォントは、プログラムとして欧州共同体加盟各国の著作権法によって保護される。

欧州におけるタイプフェイスに係る模倣等の問題については、フォントの海賊版の流通や自社の創作したタイプフェイスとは微妙に異なったデザインのフォントの流通、また、第三者がフォントの模倣品に別の製品名を付して販売すること等があり、人気のあるタイプフェイスほど模倣

されやすい。これら模倣等からの保護手段として、デザイナーやフォントベンダーは、製品化したフォントについて、タイプフェイスを意匠権で、フォント・プログラムを著作権登録することで使い分けている。なお、タイプフェイスの意匠権に基づく訴訟を起こした場合には、タイプフェイスの専門知識を持たない裁判官による登録意匠と侵害品の類否判断に不安があること、また、デッド・コピー等の海賊版の流通に対しては、意匠権より保護期間の長いフォント・プログラムの著作権による対処を活用していることから、デジタル・フォントの著作権登録は活発に行われている一方で、意匠制度は活用されていない。

(3) 韓国におけるタイプフェイス保護の実態

韓国においては、韓国特許庁において、2004年の意匠法改正時に、「意匠法」を「デザイン保護法」と改称すると共に、「物品」の定義に「書体を含む」と規定し、「書体」を「物品」と擬制することで、同法におけるタイプフェイスの保護を明文化した。デザイン保護法上の「書体」には、書体のデザイン自体は含まれないが、書体に係るデザイン権の保護対象には、活字や写植機の文字盤等のアナログ・フォントと、コンピュータや電子媒体等に記録され書体の表示や印刷等に利用される書体デザインの電子データ等のデジタル・フォントが含まれると解される。なお、デザイン権の効力は排他的独占権であるが、タイプフェイスに係るデザイン権の効力は、タイピング・組み版又は印刷等の通常の過程で書体を使用する場合及び書体の使用により生産された成果物には及ばないとする効力制限規定が置かれている。

タイプフェイスに係る模倣等の問題としては、インターネット等を介したデジタル・フォントの不正コピーの流通がある。今までにデザイン保護法に基づきデザイン登録されたタイプフェイスは、新規性や創作非容易性等の厳しい要件を満たした特徴的な書体であり、これらの書体は一般に用いられている本文用の書体に比べ流通量も少なく模倣等の被害を受けにくい。模倣等の被害に対する保護手段としてのデザイン保護法に基づくタイプフェイスの法的保護制度導入の効果は、まだ十分に分析できていない。一方で、このような制度の導入は、フォントの新たな保護手段が増えたということで、権利者等からの保護制度への評価はおおむね良い。ただし、その活用状況としては、タ

イプフェイスに関する模倣等を排除するための活用というよりは、主として、タイプフェイスに関する契約時に、新規性のある書体としての公的機関による証明としてユーザーに宣伝するために活用されている。

IV. タイプフェイスを取り巻く状況

国内アンケート調査及び国内ヒアリング調査から、我が国において以下のような問題がタイプフェイス等に生じていることが明らかとなった。

1. デザイナーに生じている問題

自らが創作したタイプフェイスについて、タイプフェイス・デザインの盗用に係る問題を発見するタイプフェイス・デザイナーは3割強であり(34.6%)、その盗用の形態は、契約外の会社から似たフォントを販売される、似たタイプフェイスを第三者の創作として公表される、タイプフェイスを基に製作したフォントの海賊版等が流通する等様々である。また、創作したタイプフェイスについて、契約違反等の問題が生じたことのあるデザイナーも2割強であり(23.1%)、その契約違反の形態は、許諾範囲外の使用・許諾範囲を超える機器数での使用等が多い。これらタイプフェイス・デザインの盗用や契約違反の具体的な態様としては、デザイナーが創作したタイプフェイスを無断でロゴやテレビ番組のテロップ等に使用されること、フォントの海賊版の流通が挙げられる。

タイプフェイス・デザインの盗用及び契約違反等の問題に対し、デザイナーは、警告状を発して抗議する等して対応し、その結果、金銭的な賠償を受けるか、相手が問題の製品の販売中止・回収等を行うことで問題が解決することが多いが、一方で、タイプフェイスに権利が無いことを理由に相手にされないことも多いようである。

2. フォントベンダーに生じている問題

自らが製作したフォントについて、そのデザインの盗用に関する問題が生じたことがあるとするフォントベンダーは4割に及び(41.7%)、その盗用の形態は、他者から似たフォントを販売される、複製フォントが出回る等のほか、全く同じ印刷結果となる別のフォントが他社から販売されることもある。また、契約上の問題については、デザ

イナーとの間で、販売しているフォントがタイプフェイスを盗用しているとの警告を受ける等して生じることもあるが、ユーザーとの間での、フォントの許諾範囲外での使用・許諾範囲を超える機器数での使用等の契約違反に係る問題の方が多い。これらフォントのデザインの盗用や契約上の問題の具体的態様としては、フォントの海賊版の流通が挙げられていた。

フォントのデザインの盗用及び契約違反等の問題に対し、フォントベンダーは、警告状を発して抗議する等して対応し、その結果、金銭的な賠償を受けるか、相手が問題の製品の販売中止・回収等を行うことで問題が解決することが多いが、一方でタイプフェイスに権利が無いことを理由に相手にされないことも多い。なお、国内ヒアリング調査によると、フォントの海賊版の流通に対しては、(社)コンピュータソフトウェア著作権協会に対応を依頼しているフォントベンダーもあった。

3. ユーザーに生じている問題

ユーザーにおいては、フォントの使用に際し、警告を受ける等の問題が生じることはほとんどない。なお、フォントベンダーと結ぶフォントの使用許諾契約に関しては、その手続が煩雑であること、使用許諾範囲が不明確であること、フォントベンダーにより使用許諾範囲が異なるため個々のフォントの使用許諾範囲を確認することが煩雑であること、並びに、使用する機器やフォントの形式の変更及びハードウェアやソフトウェアのバージョンアップに伴い、同じフォントを使用するためにも新たな契約を要すること等に不満を持っているようである。

V. タイプフェイス等に生じている問題

我が国におけるタイプフェイスの法的保護のあり方を検討するに際し、国内アンケート調査及び国内ヒアリング調査結果を基に、問題の当事者の関係をデザイナー、フォントベンダー又はユーザーという三つの立場（以下では、デザイナー及びフォントベンダーを総称し、「サプライヤー」とする場合もある。）と契約関係の有無に分類して整理し、委員会において、各領域におけるタイプフェイス等に関する問題の所在及びそれら問題に対してタイプフェイスの現行の法的保護に基づく解決のアプローチ、並びに、

これら問題への対処を検討した。

1. 問題の所在と問題解決のアプローチ

(1) 契約関係のあるサプライヤーとユーザー間の問題

契約関係のあるサプライヤーとユーザー間の問題としては、①フォントの許諾範囲外の使用（商用使用を許諾していないフォントの商用使用等）、②フォントの許諾数を超えた使用（1台の端末での使用を許諾されたフォントを10台の端末へインストールする行為等）が挙げられるが、そもそもこれらは契約違反の問題であり、フォントの使用許諾契約の範囲を逸脱した使用を行った契約当事者に対して契約法上の責任を問うことが可能である。一方で、こういった契約違反が生じる要因として、フォントベンダーから提示される使用許諾内容がユーザーにとって把握し難いことが挙げられることから、フォントベンダー間において、フォント使用許諾契約内容のユーザーへの提示態様を標準化し、フォントの使用許諾内容等を確認しやすくすると共に、ユーザーにおける契約内容の遵守意識の向上を促すことで、問題解決に一定の効果が期待できると考えられる。

(2) 契約関係の無いサプライヤーとユーザー間の問題

契約関係のないサプライヤーとユーザー間の問題としては、フォントベンダーとユーザー間における、①デジタル・フォントの海賊版の流通等、②フォントの海賊版及び類似フォントの使用、また、デザイナーとユーザー間の③タイプフェイスのロゴ等への使用が挙げられる。

問題解決へのアプローチとして、①については、フォント・ソフトウェアの海賊版についてはプログラムの著作権を侵害するものとして著作権法に基づく対処が可能な場合もある。また、海賊版の流通自体を阻止するために、フォントの動作と関連するソフトウェアやパソコン等の機器メーカーとの協働の下でフォントに係るコピープロテクト等をつけるといった技術的解決手段を講ずることで、問題解決に一定の効果が期待できると考えられる。

②については、類似フォントの流通自体の問題は現在少なく、また、この問題は、実際には、海賊版に若干の変更を加えることで類似フォントを作成し使用している場合が多いと考えられることから、フォントの海賊版の流通を防ぐことで、問題解決に一定の効果が期待できると考えら

れる。加えて、契約関係の無い者が海賊版及び類似フォントを使用することのないよう、デザイナーやフォントベンダーが啓もう活動を行うことも重要と考えられる。

③については、現在のタイプフェイスの法的保護に基づきデザイナーが対処することは難しいが、仮にタイプフェイスに新たな法的保護を与えとしても、一揃いのタイプフェイスに与えられるべき法的保護がその一部を使用するロゴ等にまで及ぶとすることは、ユーザーにおける円滑な文字の使用を阻害するおそれがあり、適切ではないと考えられる。

(3) 契約関係の無い競業者間の問題

契約関係のない競業者間の問題としては、デザイナー同士、フォントベンダー同士、又はデザイナーとフォントベンダー間での、①類似タイプフェイスの創作、②類似フォントの販売が挙げられる。国内アンケート調査結果においてこういった問題があると回答した者に対してヒアリング調査を行ったところ、これらの問題の実態は、ユーザーが許諾範囲外の使用をすることや、フォントのインストールされた機器からフォント・データの抜き出しを行い、海賊版のフォントを作成・流通させることであり、近年は、①及び②の問題はほとんど生じていないことが明らかとなった。

なお、現在生じている問題の多くについては、現在においても不法行為法又は不正競争防止法に基づく保護の可能性があるので、類似タイプフェイス・フォントの創作・販売という問題が少ないと考えられる現状において、これら現行の法的保護に加えて新たな法的保護の枠組みを作ることは必ずしも解決のアプローチとして効果的ではないとの指摘もあった。

2. 問題への対処

タイプフェイスに関しては、タイプフェイスの特性に基づく問題が少なく、委員会においては、現行法以上の新たな法的保護を与えるべき積極的な保護の必要性は、現時点においてははまだ十分明らかでないとの意見が多かった。

また、フォントに関する問題に対しては、複製可能な情報に関する使用許諾契約全般、あるいはプログラムや電子化された情報全般で生じている問題と同様であり、契約法及び現行知的財産法に基づく保護により対処したり、サブ

ライヤーによる自助努力としての技術的解決手段を講じたりすることで、一定の問題解決が期待できるとの指摘があった。また、サプライヤーとエンドユーザー間におけるフォントの使用許諾範囲を逸脱した不正使用や海賊版の流通といった問題については、問題の規模及び数から現実的な対処可能性を検討する必要性はあるものの、契約の有無にかかわらず、プログラムに係る著作権違反に基づく対処の可能性等といった法律の土台はある程度そろっていることから、この点にタイプフェイスの新たな法的保護の必要性を見いだすべきでないとの意見があった。他方、タイプフェイス関連業界においては、タイプフェイスをフォント化する際に、デザイナーが「タイプフェイスは自らの創作物である」と主張し、デザイナーとフォントベンダー間において、商慣習としてそのタイプフェイスに関する何らかの利用許諾契約を締結しているが、この契約の客体であるタイプフェイスに明確な法的保護が無いことから、第三者によるタイプフェイスの侵害行為が生じた場合の対処方法について問題視しているとの意見があった。これに関しては、そのような懸念が具体的にどのような法的問題につながり、かつ、現行法による法的保護での対応の限界がどこにあるのかが依然不明であるとの意見があった。

VI. タイプフェイスに関する新たな法的保護の可能性

現時点において、タイプフェイスの特性に基づく問題は明らかではない。しかしながら、委員会においては、タイプフェイスが知的財産であることについて異論はなかったことから、知的財産としてのタイプフェイスの特性に基づき、新たな法的保護のあり方について検討を行った。

1. 現行意匠法による保護の可能性

現行意匠法による保護の可能性についてであるが、タイプフェイスは、産業上利用するという実用的な観点から創作されるものであるから、意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、産業の発達に寄与することを目的とする意匠法の保護対象とすることについて検討する余地はある。

しかしながら、我が国の現行意匠法によるタイプフェイスの保護については、意匠権の性質や意匠法の保護要件と

いった意匠制度の枠組み及び権利のあり方の根幹にかかわる部分においてなじまない点がある。すなわち、タイプフェイスは、文字文化内での共通認識に基づき創作されることから、実用性の高いものほど既存の文字に類似してしまう性質があるところ、意匠権のように類似する意匠にまで権利が及び、さらに、侵害時に過失があったものと推定されると、特に実用的なタイプフェイスの開発を萎縮させる可能性が高く、意匠法の目的と相反するおそれがある。さらに、タイプフェイスは物品性の無い文字の形状であり、また、事業を営む上だけでなく日常生活でも様々な用途に利用されるものであるため、仮に、登録意匠とこれに類似する意匠を業として実施する排他的独占権である意匠権を無体物であるタイプフェイスに与えた場合、その権利は著しく広い範囲にまで影響することとなり、物品に係る意匠権に比べて強すぎる権利となり、これら権利間でのバランスを欠くだけでなく、円滑な情報伝達を阻害するおそれがある。さらに、実務面においても、タイプフェイス関連業界でさえタイプフェイスの類否判断の手法や基準が確立していない現状で、意匠制度で保護した場合にどのようにして新規性や創作非容易性について審査を行うのか、また、侵害時にどのようにして類否判断を行うのかという点等の多くの懸念が示された。

新たにタイプフェイスを意匠法における保護対象とするためには、タイプフェイスにのみ適用される特別な規定を設けるか、意匠制度を抜本的に見直す必要があるが、現在タイプフェイスの特性に基づく問題が明確ではないこと、また、意匠制度を改正した場合に意匠制度利用者全体に与える影響及びタイプフェイスの創作・流通に与える影響を考慮すると、タイプフェイスを保護するためにのみ直ちに意匠法を抜本的に改正することは、現時点では考えられない。

2. 新たな法的保護のあり方

委員会においては、意匠法をはじめ、現在の知的財産法制度にはタイプフェイスの保護になじまない部分があることから、既存の知的財産法制度の枠組みを離れて、新たな保護制度によりタイプフェイスに保護を与える場合の法的保護のあり方についても、その法的保護の目的、保護を受けるための形式的及び実体的要件、並びに、タイプフェイスに与える法的保護の範囲等について検討を行った。

しかしながら、情報伝達の媒介である文字を基本にしたタイプフェイスに何らかの法的保護を与えることは、その法的保護の範囲によっては、産業界のみならず一般の国民の生活にまで影響を及ぼす可能性があることから、タイプフェイスの活用を萎縮させない制度を創設せねばならず、どのような法的保護を与えるかについては、具体的な問題に沿って慎重に検討する必要がある。したがって、タイプフェイスの特性に基づく問題が必ずしも明確でない現状では、新たな法的保護の枠組みを創設するために、その保護のあり方を一つに定める上で慎重に検討せねばならない課題が数多く残っており、新たな法的保護をタイプフェイスに与えることは現時点では時期尚早である。このため、委員会では、タイプフェイスの特性を踏まえて、新たな法的保護のあり方についての論点を整理することとした。将来、タイプフェイスの特性に基づく問題が顕在化した場合に、タイプフェイスの新たな法的保護の必要性が検討されることが考えられるが、その際に、本委員会で検討した事項が、その問題解決に必要な措置を採るための一つの土台となることを期待する。

(担当：研究員 中塚智子)